

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成17年11月10日(2005.11.10)

【公表番号】特表2001-514574(P2001-514574A)

【公表日】平成13年9月11日(2001.9.11)

【出願番号】特願平10-539148

【国際特許分類第7版】

B 0 1 J 27/26

C 0 8 G 65/10

【F I】

B 0 1 J 27/26 Z

C 0 8 G 65/10

【手続補正書】

【提出日】平成17年3月1日(2005.3.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

# 手続補正書

平成17年 3月 1日

特許庁長官殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第539148号



2. 補正をする者

氏名(名称) バイエル・アントウエルペン・エヌ・ベー

3. 代理人

住所 〒540-0001  
大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号 IMPビル  
青山特許事務所  
電話 06-6949-1261 FAX 06-6949-0361

氏名 弁理士 (6214) 青山 葆



4. 補正対象書類名 明細書および請求の範囲

5. 補正対象項目名 明細書および請求の範囲



## 6. 補正の内容

次の箇所を補正します。

### I. 請求の範囲

別紙の通り。

### II. 明細書

- (1) 第6頁下から第2行、「約0.2～2.0%」とあるを、「約0.2～2.0 wt%」に訂正する。
- (2) 第7頁下から第2行、「C1～C5アルキル」とあるを、「C<sub>1</sub>～C<sub>5</sub>アルキル」に訂正する。
- (3) 第9頁第3行、「およびこれらものの塩」とあるを、「およびこれらものの塩」に訂正する。
- (4) 第9頁第17行、「少なくとも約90%の触媒粒子」とあるを、「触媒粒子の少なくとも約90%」に訂正する。
- (5) 第12頁第24～25行、「663および」とあるを、「663 cm<sup>-1</sup>および」に訂正する。

以上

(別紙)

請求の範囲

1. 有機錯生成剤の存在下で、金属塩の水溶液と金属シアン化物塩の水溶液とを反応させることから成る実質的に非晶質の二金属シアン化物 (DMC) 触媒の製造方法であって、前記金属塩が該金属塩の量に対して約0.2～約2.0 wt%の範囲内の金属酸化物というアルカリ度を有することを特徴とする方法。
2. 前記金属塩が塩化亜鉛である請求項1の方法。
3. 前記DMC触媒がヘキサシアノコバルト酸亜鉛である請求項1または2の方法。
4. 前記有機錯生成剤がt-ブチルアルコールである請求項1～3のいずれかの方法。
5. 前記金属塩が塩化亜鉛であり、前記金属シアン化物塩がアルカリ金属のヘキサシアノコバルト酸塩であり、前記有機錯生成剤がt-ブチルアルコールであり、前記金属酸化物が酸化亜鉛である請求項1の方法。
6. 前記触媒が約2～約80 wt%の、官能基を有するポリマーを含む請求項1～5のいずれかの方法。
7. 前記官能基を有するポリマーがポリエーテルポリオールである請求項6の方法。
8. 前記金属塩が該金属塩の量に対して約0.3～約1.0 wt%の金属酸化物というアルカリ度を有する請求項1～7のいずれかの方法。
9. 前記金属塩が該金属塩の量に対して約0.4～約0.9 wt%の金属酸化物というアルカリ度を有する請求項1～7のいずれかの方法。
10. 請求項1～9のいずれかの方法によって製造されることを特徴とする二金属シアン化物触媒。
11. ヘキサシアノコバルト酸亜鉛触媒である請求項10の触媒。
12. 約0.2～約2の範囲内の、約640～約645  $\text{cm}^{-1}$ における規格化赤外吸光度を有する請求項10または11の触媒。
13. 約0.3～約0.8の範囲内の、約640～約645  $\text{cm}^{-1}$ における

規格化赤外吸光度を有する請求項10または11の触媒。

14. 有機錯生成剤の存在下で、金属塩の水溶液と金属シアン化物塩の水溶液とを反応させることから成る実質的に非晶質の二金属シアン化物 (DMC) 触媒の製造方法であって、前記触媒が、約0.2～約2の範囲内の、約640～約645  $\text{cm}^{-1}$ における規格化赤外吸光度を有することを特徴とする方法。

15. (a) 金属塩の水溶液を製造し、

(b) 前記水溶液のアルカリ度を、約0.2～2.0 wt %の範囲内の金属酸化物という値に調節し、

(c) 有機錯生成剤の存在下で、前記調節した溶液と金属シアン化物塩の水溶液とを反応させること、

から成ることを特徴とする実質的に非晶質の二金属シアン化物 (DMC) 触媒の製造方法。

16. アルカリ度が、ステップ (b) の水溶液に塩基を添加することによって調節される請求項15の方法。

17. 実質的に非晶質の二金属シアン化物触媒を製造するために金属塩を使用し、該金属塩が該金属塩に対して約0.3～約1.0 wt %の範囲内の金属酸化物というアルカリ度を有することから成ることを特徴とする方法。